

中国税務・ビジネスニュースフラッシュ

上海の税務事前裁定、試行から正式施行へ

2025年新弁法の解説

2025年11月

第13号

概要

2025年10月24日、国家税務総局上海税務局は「上海市税務局による税務事前裁定業務管理弁法」(沪税弁発[2025]13号。以下、「新弁法」)¹を公布し、以前公布した「上海市税務局による税務事前裁定業務管理弁法(試行)」²(沪税弁発[2023]33号。以下、「旧弁法」)に取って代わるものとしました。新弁法は公布日より施行されています。

旧弁法と比較し、新弁法では適用範囲で大きな進展があり、既に発生していても未申告となっている税務関連事項を受理の対象に初めて追加しました。適用範囲の拡大に加えて、手続きの面でも主管税務機関の中核的な役割をより明確化し、事前裁定申請を受理する範囲を拡大するとともに、市局による確認制度を導入しています。さらに注目すべき点として、新たに追加された「裁定拘束力」条項は企業により高い税務政策適用の確定性を保証し、投資意欲と安心感を高めるものとなっています。複雑な事項に関わる企業、特にM&Aや新興事業モデルに関わる納税者におかれでは、新弁法を活用して税務事項の事前プランニングを行い、税務事前裁定を申請することで、税務リスクを低減しつつビジネス上の意思決定を最適化することができます。

詳細内容

改正の背景

税務事前裁定は、企業における税務上の確定性を高め、徵税管理の現代化を推進する重要な取り組みとして、近年では国家政策による牽引のもと、全国的な模索や省レベルでの推進、地方レベルでの進展という発展を遂げてきました。

2021 年、国務院は「税務徵税管理改革のさらなる推進に関する意見」を公布し、「大企業の税務事前裁定を模索、実施して、健全な関連制度を確立することを明確化しており、この取り組みは国家レベルの方針を示しました。その後、広州や深センなどの各地域において、事前裁定の実施方法が模索されるようになりました。2023 年 12 月、上海が省市級税務機関として全国で初めて事前裁定業務管理弁法を公布し、税務管理サービスの新たな局面を切り開きました。上海に続き、北京や重慶でも相次いで省市級の事前裁定細則を公布しました。事前裁定の地方制度に係るインサイトに関しては、「中国税務・ビジネスニュースフラッシュ」³をご参照ください。

省級の指針が公布された後、複数の地域で税務事前裁定の運用が加速しました。上海では 2023 年 12 月から 2025 年 10 月までの試行期間中に、土地使用権の回収、企業再編の特殊性税務処理、破産再編、土地移転、新型サービスに関する増値税処理など、計 6 件の税務事前裁定事例⁴が公表されています。

今回の上海の新弁法では「試行」という表現が削除されています。これは、新弁法がより長期且つ安定的に運用されることを意味し、上海の税務事前裁定が試行段階から安定運用段階へと移行したことを示すとともに、今後の全国的な制度の整備に向けた実践的な事例を提供するものとなっています。

適用範囲

新弁法の適用範囲に関する調整が本改正における重要なポイントであり、具体的には以下のとおりです。

1. **適用事項の拡大:** 旧弁法では「企業が将来発生すると予想される特定の複雑な税務事項」のみを受理していたのに対し、新弁法では「既に発生していても未申告となっており、且つ納税申告期限まで 3 ヶ月超の複雑な税務事項」を受理範囲に追加しています。

PwC のインサイト

この変更は申請者にメリットをもたらします。例えば企業が再編を行った場合、通常は確定申告を待ってから届出を行いますが、再編後に事前裁定の申請を行うことで、税務上の確定性をより高めることができます。留意すべき点として、既に発生していても未申告となっている事項については、申告期限の少なくとも「3ヶ月」前までに申請する必要があります。これは、申請の受理、資料の審査、集団検討、市局による確認などの段階を経る必要があり、税務事前裁定のプロセスには長期間を要することから、企業が事前に十分な時間を確保し、申告期間が満了したにもかかわらず裁定結果がまだ出されないという状況を回避する必要があるためと考えられます。

2. **納税者の適用範囲の拡大**: 旧弁法では「当市範囲の事業体納税者」に限定されていたのに対し、新弁法では「納税地が当市にある税務関連事項」へと調整されています。

PwC のインサイト

旧弁法と比べ新弁法の規定はより柔軟且つ合理的であり、申請主体に対する要件がなくなり、「事業体納税者」でなく「事項」を重視しています。非居住者納税者や他の省・市の企業についても、税務関連事項の納税地が上海であれば申請条件を満たすことになります。

3. **適用除外事項を 2 項目追加**: 新弁法によると、事前裁定の受理対象外となる事項は以下のとおりです。

- (1) 確定したプロジェクト計画が存在しない、または 24ヶ月以内に発生しない事項
- (2) 合理的な商業目的を有しない、または国の関連法令が明確に禁止している事項
- (3) 現行の税務政策に明確な規定があり、関連規定を直接適用できる事項
- (4) 行政、司法部門が現在処理中の問題と実質的に類似する事項
- (5) 申請者が過年度に完了した取引事項と同一の特性を有し、且つ税務処理に係る結論が既に出ている事項
- (6) その他

このうち(4)と(5)の 2 項目が、新たに追加された適用除外事項となっています。

PwC のインサイト

- 追加事項の(4): 重慶の税務事前裁定弁法において、類似する記述が見られます（例：現在、行政再審や税務調査手続き中の事項については、事前裁定申請を受理しない可能性がある）。
- 追加事項の(5): 北京の税務事前裁定弁法においても類似する記述が見られます（例：この条項は「申請者が過年度に完了した取引事項と同一の特性を有し、且つその過年度の取引事項が税務機関と現在協議中で、税務処理に係る結論がまだ出ていない事項」に焦点を当てています。一方、上海の通達では「税務処理に係る結論が既に出ている事項」を明確に除外するとしています）。

全体として、上記 2 項目が適用除外事項に加えられたのは、いずれも各税務部門間で相反する結論が生じる事態を防ぐことが目的であると考えられます。この明確化は、税務機関の今後の処理に対してより明確な指針を提供し、潜在的な紛争を減少させるものとなるでしょう。

申請、受理、審議、裁定プロセス

プロセス: 旧弁法では、市、区の両税務機関が申請の受理、裁定の発行を行うと規定していましたが、両者の権限区分を明確化していませんでした。新弁法では、受理及び裁定の主体を「申請者の主管税務機関」に統一し、企業は主管税務機関の弁税服務庁にて申請資料を直接提出する必要があり、権限と責任がより明確化しました。裁定意見は主に主管税務機関の大企業税務業務指導チーム事務局（「大企業弁」）が作成し、大企業弁の関連メンバーから当該裁定意見に関するフィードバックを収集した後、市局大企業弁が内容を詳細に確認し、最終的に主管税務機関が「税務事前裁定意見書」を申請者に送付します。新弁法の施行後、企業は日常的に税務処理を行っている主管税務機関の弁税服務庁を通じて申請することが可能となり、大企業管理部門への対応が不要となりました。この新たな申請方式は、税務機関内部の役割分担に精通していない企業に手続きの利便性をもたらしています。

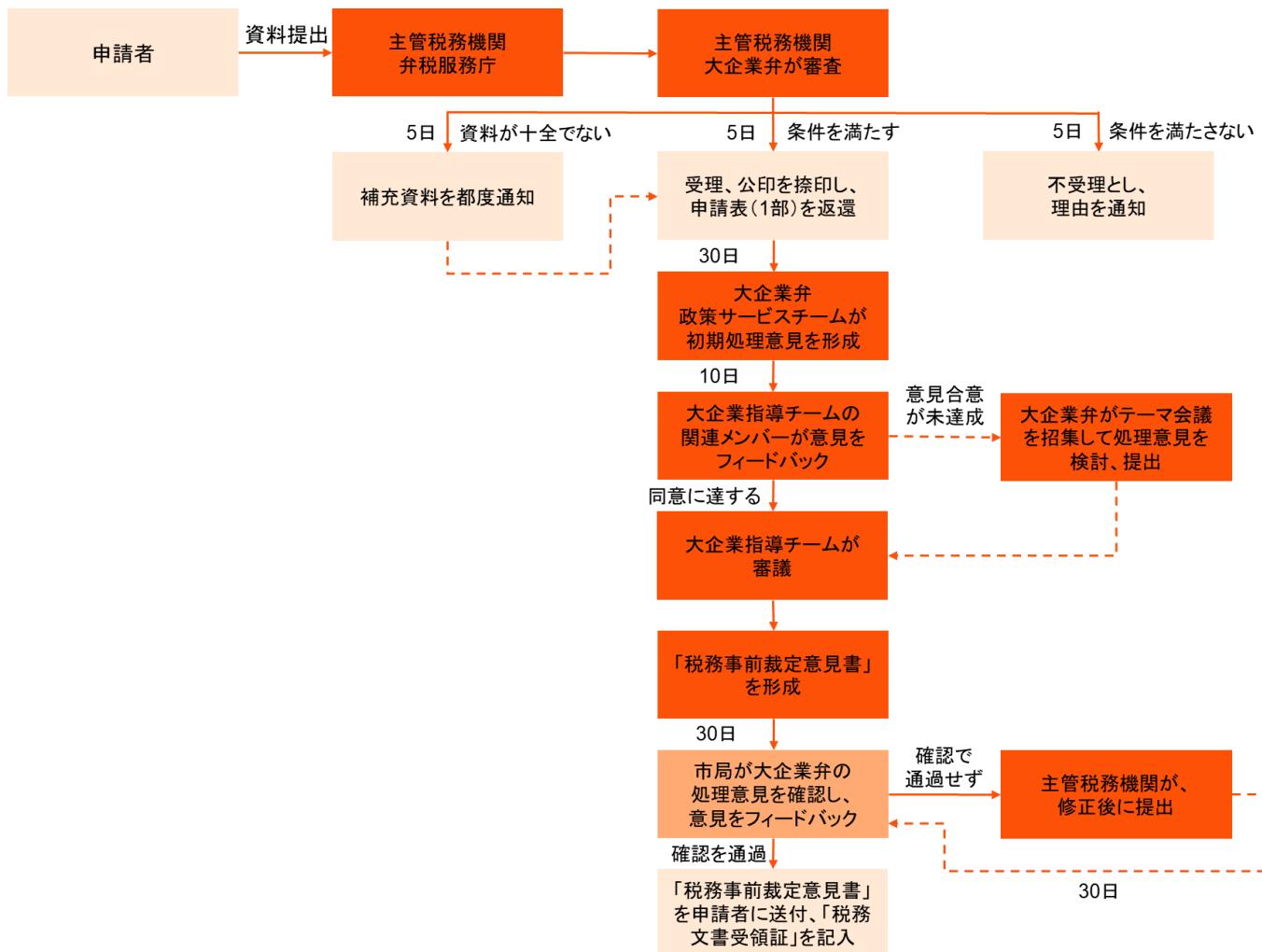
所要期間: 処理サイクルから見ると、新・旧弁法での申請所要期間は同程度であり、順調な場合、申請者は3ヶ月前後で事前裁定を獲得できる可能性があります。留意すべき点として、税務事前裁定に関わる事項の多くは複雑な税務関連業務であり、処理過程では税務機関の等級間や部門間の協議や調整が必要になる場合が多く、手続きを進める上で一定の不確定性を伴います。新弁法では受理、初期意見の形成、フィードバック募集の期間に関して改めて言及がされていますが、申請者は計画段階でより十分な時間を確保した上で、可能な限り早期に申請手続きを開始し、協議の調整や資料の補充などによる申請期間の長期化や、裁定の結論が業務の円滑な遂行に対して影響することを回避するよう推奨いたします。

文書: 申請資料については、新・旧弁法間の大きな差異はありません。申請者が提出する必要のある資料は以下のとおりです。

- 「税務事前裁定申請表」
- 「税務事前裁定同意書」
- 関連事項について取得している事業体の承認、認可または裁定文書（該当する場合）
- 契約書、合意書、議事録またはフィージビリティスタディ報告書などの関連する証明資料
- 税務機関が提出を要求したその他資料

留意すべき点として、申請者は「税務事前裁定申請表」に裁定申請事項、個別的な意見、生産経営及び納税への影響、関係各社の状況、対象納税期間、政策根拠などを詳細に説明する必要があります。つまり、裁定の前提として申請者は申請予定の事項について比較的明確な税務分析を行っている必要があります。これは税務機関が裁定事項に対してより効率的な税務判断を行う上でも有益なものとなります。そのほか、申請者が提出する資料の合法性、真実性、正確性、網羅性についても、「税務事前裁定意見書」を適用する上で重要な要件となります。

下図は上海での税務事前裁定における申請プロセス及び所要期間の規定を参考として示したものです。



注:状況が複雑且つ影響が重大なため、上級税務機関に指示を仰ぐ必要があるなどの特殊なケースでは、同級の大企業弁主任の同意を得る必要があり、期限が延長される可能性がある。

執行と事後管理

新弁法では、「事前裁定意見は、申請者のその時に申請した税務関連事項についてのみ、当市の税務機関に對して拘束力を有する」と規定しています。これは、全国の各省市の裁定規則における革新的な躍進であり、事前裁定の税務機関への「拘束力」を初めて明確化して、申請者に比較的高い確定性を与えています。まず、拘束力の範囲において、事前裁定意見は「当市税務機関」についてのみ拘束力を有し、納税者に對して直接義務を課すものではないことから、納税者は依然として裁定を遵守するか否かの選択の自由を有します。次に、新弁法では、申請者が提出した資料が合法であり、実際に発生した税務事項が申請資料の記述内容と一致し、且つ税務機関が裁定の根拠とした税務政策に変化が生じていないことを前提として、企業が裁定意見に従って処理した場合、その後に税務機関がその他の事由によって当該税務処理を調整したとしても、企業に對しては行政

処分を行わないと規定しています。これにより、実務面において企業が裁定の結論を信頼する基盤がさらに強化されています。

留意すべき点として、事前裁定は「一人・一時・一事・一議」であり、裁定意見は当該申請者がその時に申請した取引に対してのみ適用されます。仮に、その他納税者が同一取引を行っている場合、または同一納税者が裁定を受けていないその他取引があった場合でも、直接適用することはできません。さらに、新弁法では双方の義務を留保しています。すなわち、企業は裁定事項に実質的な変更（例：取引対象の変更）が発生した場合、発生後30日以内に主管税務機関へ書面で通知しなければならず、必要な場合は裁定の再申請が認められます。主管税務機関は裁定事項の実際の執行状況を継続的にフォローアップし、企業が24ヶ月以内に裁定を申請した取引に関連する商業行為を実施しない場合や、政策根拠が変更された場合は、裁定の終了または取り消しを請求できます。これにより、裁定執行の効力を確保しています。

まとめ

新弁法では、上海における税務事前裁定の適用範囲を拡大し、申請プロセスを最適化することで、企業の税務上の確定性を実現するための政策基盤を築いています。上海における事前裁定に加えて、新弁法第22条では、上海市税務局が長江デルタ地域における税務事前裁定の連携作業を積極的に推進することを明確化しています。企業ニーズの観点からみると、納税者におかれでは、今後この地域連携制度を通じて「一度の申請における複数省での認可」を実現し、現在の省を跨いた事項の裁定結果が相互で認可されないという課題の解決が期待されます。また、長江デルタ地域内の企業におかれても、統一的で効率的な税務環境がもたらされるでしょう。

注釈

- 「上海市税務局による税務事前裁定業務管理弁法」（沪税弁發[2025]13号）（リンク先は中国語）
<https://shanghai.chinatax.gov.cn/zzzb/zcwj/202510/t478074.html>
- 「上海市税務局による税務事前裁定業務管理弁法（試行）」（沪税弁發[2023]33号）（リンク先は中国語）
<https://shanghai.chinatax.gov.cn/sjtax/ztzl/yshj/lldjj/202401/t470312.html>
- PwC中国「中国税務・ビジネスニュースフラッシュ」2022年第20号「各地で地域をまたぐ税務事前裁定を模索、国の地域連携発展戦略により貢献」（リンク先は中国語）
https://mp.weixin.qq.com/s/wCVexiOSbEehp_ct2JneNg

PwC 中国「中国税務ニュースフラッシュ」2024 年第 1 号「2024 年税務政策の重大改正解説: 上海で税務事前裁定を試行、税務確定性を向上へ」

<https://www.pwccn.com/en/tax/publications/chinatax-news-jan2024-1-jp.pdf>

PwC 中国「中国税務ニュースフラッシュ」2024 年第 11 号「北京で税務事前裁定を試行、税務面からビジネス環境の最適化を促進」

<https://www.pwccn.com/en/tax/publications/chinatax-news-may2024-11-jp.pdf>

PwC 中国「中国税務ニュースフラッシュ」2024 年第 16 号「福建省で初となる国際税務事前裁定、PwC のサポートで実現」

<https://www.pwccn.com/en/tax/publications/chinatax-news-aug2024-16-jp.pdf>

4. 上海税務事前裁定事例(リンク先は中国語)

<https://shanghai.chinatax.gov.cn/tax/bsfw/sssxcd/index.html>

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問などございましたら、下記のPwC中国税務・ビジネスコンサルティングチーム担当者まで隨時ご連絡ください。

原遵華

PwC 中国税務市場主管パートナー
+86 (21) 2323 3495
jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鵬

PwC 中国税務市場主管パートナー
+86 (10) 6533 3415
p.guo@cn.pwc.com

陳志希

PwC 中国北部税務主管パートナー
+86 (10) 6533 2022
rex.c.chan@cn.pwc.com

任穎麟

PwC 中国中部税務主管パートナー
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

倪智敏

PwC 南部及び香港地区税務主管パートナー
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

中国税務・ビジネスニュースフラッシュ

本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2025 年 11 月 5 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港特別行政区の PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービスにより作成されたものです。

PwC 中国税務政策サービスは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港特別行政区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を隨時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍

TEL: +86 (10) 6533 3103

long.ma@cn.pwc.com

関連する最新のビジネス問題のソリューションは、中国のウェブサイト (<http://www.pwccn.com>) または香港特別行政区のウェブサイト (<http://www.pwchk.com>) にてご覧いただけます。

© 2025 PwC。普華永道 (PwC 中国) の許可なく配布することを禁じます。普華永道 (PwC 中国) とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーフームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: www.pwc.com/structure。

各メンバーフームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーフームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

上海税收事先裁定“试行转正”：

2025年新版办法解读

二零二五年十一月

第十三期

摘要

2025年10月24日，国家税务总局上海市税务局发布《上海市税务局税收事先裁定工作管理办法》（沪税办发[2025]13号，以下简称“新办法”）¹，取代此前发布的《上海市税务局税收事先裁定工作管理办法（试行）》²（沪税办发[2023]33号，以下简称“原办法”），新办法自发布之日起生效。

相较于原办法，新办法在适用范围上实现突破，首次将已发生未申报的涉税事项纳入受理范畴。不仅适用范围扩大，流程层面也进一步明确了主管税务机关的核心角色，厘清受理层级并引入市局复核机制。更值得关注的是，新增的“裁定约束力”条款，为企业提供更高的税收政策适用确定性，提升投资信心和安全感。对于涉及复杂事项的企业，尤其是涉及并购重组、新兴业务模式的纳税人，可借助新办法提前规划涉税事项，申请税收事先裁定，降低税务风险并优化商业决策。

详细内容

修订背景

税收事先裁定作为提升企业税收确定性、推进税收征管现代化的关键举措，近年来在国家政策引导下，已呈现全国探索、省级深化、地方突破的发展态势。

2021年，国务院印发《关于进一步深化税收征管改革的意见》，明确“探索实施大企业税收事先裁定并建立健全相关制度”，为这一工作提供了国家层面的方向指引。随后广州、深圳等各地开始探索事先裁定的落地方式。2023年12月，上海作为全国首个省市级税务机关发布了事先裁定工作管理办法，开启了税收管理服务的新格局。继上海之后，北京、重庆也相继出台了省市级的事先裁定细则。关于事先裁定的地方制度观察，可参考普华永道《中国税务/商务新知》³。

省级规范出台后，多地加速税收事先裁定案例落地。上海已在2023年12月至2025年10月的试行期间发布了6个税收事先裁定案例⁴，涵盖土地使用权收回、企业重组特殊性税务处理、破产重整、土地划转、新型服务的增值税处理等。

本次上海新办法取消“试行”表述，意味着新办法将更长期、更稳定，标志着上海税收事先裁定从探索期进入稳定运行期，为后续全国制度完善提供实践样本。

适用范围

新办法在适用范围上的调整是本次修订的核心亮点，具体如下：

1. **适用事项扩大：**原办法仅受理“企业预期未来发生的特定复杂涉税事项”，新办法则将“已发生未申报且距离纳税申报期限三个月以上的复杂涉税事项”纳入受理范畴。

普华永道观察

这一变化对申请人更友好，例如，企业发生重组，一般要等到汇算清缴时才会备案，如果在重组后有机会申请事先裁定，就能提前获得税收确定性。须注意，对于已发生未申报的事项，有在申报期限前至少“三个月”申请的要求。这可能是因为税收事先裁定流程较长，需经过申请受理、资料审核、集体研究、市局复核等环节，企业需预留充足时间，避免出现申报期届至而裁定结论尚未出具的情况。

2. **适用纳税人范围扩大：**原办法限定“本市范围的单位纳税人”，新办法调整为“纳税地点在本市的涉税事项”。

普华永道观察

较原办法而言，新办法的规定更灵活合理，不再对申请主体有要求，强调“事项”，不强调“单位纳税人”。对于非居民纳税人、外省市企业，若涉税事项的纳税地点位于上海，也符合申请条件。

3. **增加两项不适用情形：**根据新办法，不属于事先裁定受理范围的包括（1）无确定的立项计划或24个月内不会发生的事项；（2）不具有合理商业目的或国家相关法律、法规明确禁止的事项；（3）现行

税收政策有明确规定、可直接适用相关规定的事项；（4）与行政、司法部门正在处理的问题实质类似的事项；（5）与申请人在以前年度完成的交易事项具有相同特性且已有税务处理结论的事项；（6）其它。

其中，（4）、（5）两项为新增不受理情形。

普华永道观察

- 新增的事项（4）在重庆的税收事先裁定办法中出现过类似的表述，比如针对正处于行政复议、税务稽查程序中的事项，可能就不接受事先裁定申请。
- 新增的事项（5）在北京的税收事先裁定办法里有过类似表述，但类似条款聚焦“与申请人在以前年度完成的交易事项具有相同特性，且该以前年度的交易事项正在与税务机关沟通中，**未有税务处理结论的事项**”，而上海文件则明确排除“**已有税务处理结论的事项**”。

整体来看，上述两项不适用情形的加入，可能均是为了防止不同税务部门之间给出互相冲突的结论。该澄清为税务机关后续处理提供了更清晰的操作指引，减少潜在争议。

申请、受理、审议、裁定流程

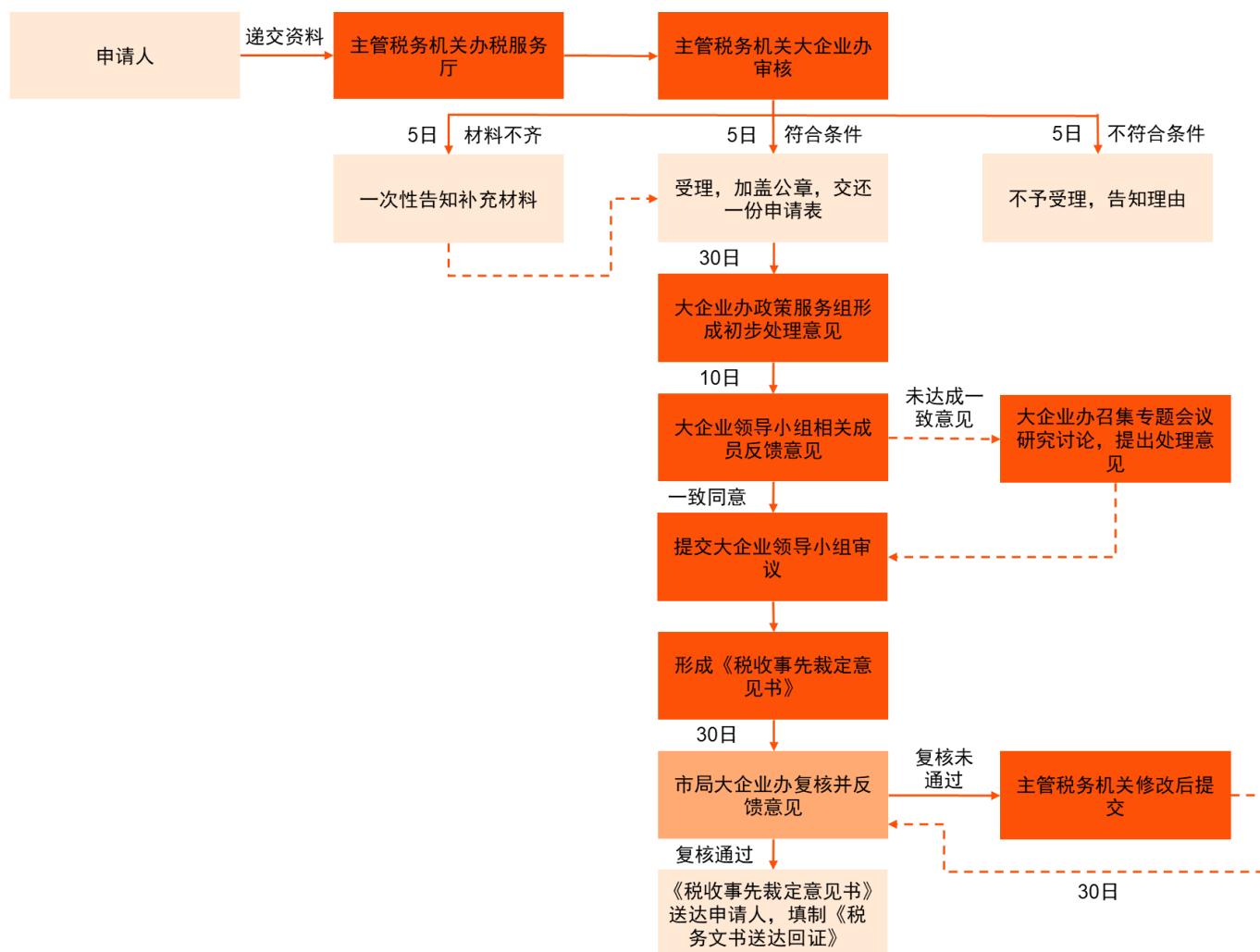
流程方面，原办法规定市、区两级受理申请、出具裁定，但未明确两级权限划分。新办法则统一明确受理与裁定主体为“申请人的主管税务机关”，企业需直接向主管税务机关办税服务厅提交申请材料，权责更为清晰。裁定意见主要由主管机关的大企业税收工作领导小组办公室（大企业办）负责形成和征集反馈，再由市局大企业办复核把关，最后由主管税务机关将《税收事先裁定意见书》送达申请人。新办法实施后，企业可依托日常办税的主管税务机关办税服务厅提交申请，无需专门对接大企业管理部门，尤其对不熟悉税务机关内部职能分工的企业而言，新提交模式提供了申请便利。

时间方面，从办理周期来看，新老办法的申请时长基本一致，如顺利，申请人有机会在 3 个月左右获得事先裁定。需注意，税收事先裁定所涉事项多为复杂涉税业务，办理过程中往往需要跨税务机关层级、跨部门沟通协调，流程衔接存在一定不确定性。尽管新办法中重申了受理、形成初步意见、征求反馈的时长，仍建议申请人在规划时预留更为充足的时间，尽早启动申请流程，避免因沟通协调或材料补充等情况拉长申请周期，进而影响裁定结论对实际业务的指导效果及业务的顺利开展。

文书方面，申请材料方面，新老办法差异不大。申请人需提交的材料包括《税收事先裁定申请表》；《税收事先裁定知情书》；相关事项获得相关单位的审批、核准或裁定文书（如有）；合同、协议、会议纪要或可行性研究报告等相关佐证资料；以及税务机关要求提供的其他资料。须注意，申请人需在《税收事先裁定申请表》中详细说明申请裁定事项、倾向性意见、对生产经营和纳税的影响、涉及的各企业情况、涉及的纳税期间、政策依据等。也就是说，裁定的前提是申请人已对拟申请事项有比较明确的税务分析，这

也有助于税务机关更高效地对裁定事项作出税务判断。另外，申请人提交资料合法、真实、准确、完整也是适用《税收事先裁定意见书》的核心要件。

下图列示了上海税收事先裁定的申请流程和时间规定，供企业参考：



注：因情况复杂、影响重大、需向上级请示等特殊情形，经本级大企业办主任同意后，相关时限可能延长。

执行与事后管理

新办法规定，“事先裁定意见仅就申请人本次申请的涉税事项对本市税务机关具有约束力”，这是全国各省市裁定规则中的创新突破，首次明确事先裁定对税务机关的“约束力”，给了申请人比较高的确定性。首先，约束力范围上，事先裁定意见仅对“本市税务机关”具有约束力，不对纳税人直接设定义务，因此，纳税人仍有选择遵循或不遵循裁定的自由。其次，新办法规定，在申请人提交的材料合规、实际发生涉税事项与申请资料所述一致，且税务机关作出裁定所依据的税收政策未发生变化的前提下，若企业按裁定意

见处理，后续税务机关因其他原因调整该税务处理的，不对企业予以行政处罚，在实操层面进一步强化了企业对裁定结论的信赖基础。

须注意，事先裁定是“一人一时一事一议”，裁定意见仅适用于该申请人本次申请的交易，即使其他纳税人有相同的交易，或者同一纳税人有未经裁定的其他交易，也不能直接适用。此外，新办法保留了双向义务，即企业需在裁定事项发生实质性变化（如交易标的变更）后 30 日内函告主管税务机关，必要时可重新申请裁定；主管税务机关则需持续跟踪裁定事项的实际执行情况，若发现企业在 24 个月内未实施申请裁定的相关商业或交易行为、政策依据调整，可能提请终止或撤销裁定，确保裁定执行的效力。

注意要点

新办法扩大了上海税收事先裁定的适用范围，优化了申请流程，为企业实现税收确定性奠定了政策基础。除上海本地的事先裁定之外，新办法第二十二条明确上海市税务局将积极推动长三角区域税收事先裁定协同工作。从企业需求角度，纳税人也期待未来通过这一区域协同机制实现“一次申请、多省认可”，进而解决当前跨省事项裁定结论不互认的痛点，为长三角区域内企业提供更统一、高效的税收环境。

注释

1. 《上海市税务局税收事先裁定工作管理办法》（沪税办发[2025]13 号）

<https://shanghai.chinatax.gov.cn/zzzb/zcwj/202510/t478074.html>

2. 《上海市税务局税收事先裁定工作管理办法（试行）》（沪税办发[2023]33 号）

<https://shanghai.chinatax.gov.cn/sjtax/ztzl/yshj/ldjj/202401/t470312.html>

3. 普华永道《中国税务/商务新知》2022 年第 20 期：《各地探索跨区域税收事先裁定，为更好服务国家区域协调发展战略》

https://mp.weixin.qq.com/s/wCVexiOSbEehp_ct2JneNg

普华永道《中国税务/商务新知》2024 年第 1 期：《解读 2024 税政重磅创新：上海试行税收事先裁定，提升税收确定性》

<https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2024q1/chinatax-news-jan2024-1.pdf>

普华永道《中国税务/商务新知》2024 年第 11 期：《北京试行税收事先裁定，优化税收营商环境》

<https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2024q2/chinatax-news-may2024-11.pdf>

普华永道《中国税务/商务新知》2024年第16期：《以案为鉴，探索创新——普华永道助力落地福建省首例国际税收事先裁定》

<https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2024q3/chinatax-news-aug2024-16.pdf>

4. 上海税收事先裁定案例

<https://shanghai.chinatax.gov.cn/tax/bsfw/sssxcd/index.html>

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响, 请联系普华永道中国税务及商务咨询团队:

原遵华

普华永道中国税务主管合伙人
+86 (21) 2323 3495
jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鹏

普华永道中国税务市场主管合伙人
+86 (10) 6533 3415
p.guo@cn.pwc.com

陈志希

普华永道中国内地北部税务主管合伙人
+86 (10) 6533 2022
rex.c.chan@cn.pwc.com

任颖麟

普华永道中国内地中部税务主管合伙人
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

倪智敏

普华永道中国南部税务主管合伙人
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

新知

中国税务/商务专业服务

文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 **2025年11月5日** 编制而成的。这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙

电话: +86 (10) 6533 3103

long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

©2025 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。

每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。